

青森県報

号外第二十三号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一
 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 四
 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 六
 青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則…………… (同) …… 六

訓 令

青森県知事の権限に属する事務の一部を県土整備部職員に専決及び代決させる規程を廃止する訓令…………… (人事課) …… 六
 議会事務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 七

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改める。

第三条中「吏員」を「職員」に改める。

第四条の見出しを「(地域県民局長への県税に関する事務の委任)」に改め、同条第一項中「及び県税事務所の長に、」を「の長に、県税に関する」に改め、同条第二項中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改める。

第四条の二第一号中「第百三十八条の四第四項」を「第百三十八条の四第七項」に改める。

第四条の三の見出しを「(地域県民局長への保健等に関する事務の委任)」に改め、同条中「及び健康福祉こどもセンターの長に、」を「の長に、保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する」に改め、同条第一号八中「療養病床」を「病床」に改め、同号力中「(昭和二十三年政令第三百二十六号)」を削り、同力を同号ヨとし、同号ワの次に次のように加える。

力 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二の規定による診療所の病床設置の届出の受理に関すること。

第四条の三第十五号イ中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に、「並びに」を「同条第四項(第七条第一項において準用する場合を含む。)」並びに「に改め、同号ホ中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に改め、同号中ヨをレとし、力をタとし、ワをヨとし、ヲを力とし、ルをワとし、又をヲとし、リをルとし、チを又とし、トの次に次のように加える。

チ 第二十四条第三項の規定による感染症診査協議会及び結核診査協議会への諮問及び報告に関すること。

リ 第二十四条の二(第七条第一項、第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)(の規定による苦情の申出に関すること。

第四条の三第十五号に次のように加える。

ソ 第三十七条の規定による入院患者の医療に要する費用の負担に関すること(結核患者に係るものに限る。)(。

ツ 第三十七条の二の規定による結核患者に対する医療費の負担に関すること。

ト 第四十八条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画の変更等の認可に関すること。

チ 第四十八条第九項（第八十四条において準用する場合を含む。）において準用する第八条第一項の規定による適否の決定等に関すること。

リ 第四十八条第九項（第八十四条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第二項の規定による異議の申出に対する決定に関すること。

第十三条第一項第四十五号の次に次のように加える。

ハ 第三十条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可に関すること。

ニ 第三十六条第八項の規定による経費の徴収の認可に関すること。

第十三条第一項第四十五号に次のように加える。

キ 八に係る土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第四十七条の規定による意見の聴取に関すること。

第十三条第二項中「三八地域県民局及び下北地域県民局並びに農林水産事務所」を「地域県民局（中南地域県民局を除く。）」に改め、同条第三項中「三八地域県民局、下北地域県民局、東地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」を「地域県民局（中南地域県民局及び上北地域県民局を除く。）」に改め、同項第三号中「区域」の下に「（漁港の区域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）」を加え、同条第四項中「下北地域県民局及び西北地方農林水産事務所」を「西北地域県民局及び下北地域県民局」に改める。

第十四条の見出し中「農林水産事務所等」を「地域県民局の地域農林水産部」に改め、同条中「及び農林水産事務所」を削る。

第十八条の見出しを「（地域県民局長への県土の整備に関する事務の委任）」に改め、同条第一項中「及び県土整備事務所の長に、」を「の長に、県土の整備に関する」に改め、同条第一項第五号ハ、ニ及びネ中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同項第十一号の四口中「又は」を「及び」に改め、「決定」の下に「第十六条第四項（第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免並びに第十九条（第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃及び敷金の徴収の猶予」を加え、同項第十一号の五中オをヤとし、ウをオとし、同オの次に次のように加える。

ク 第三十条第二項の規定による使用料の減免に関すること。

第十八条第一項第十一号の五中ムをノとし、ラをムとし、同ムの次に次のように加える。

ウ 第二十八条の二において準用する公営住宅法第二十七条第三項ただし書、第四項ただし書、第五項及び第六項の規定による承認に関すること。

オ 第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十四条の規定による収入状況の報告の請求等（第九条第一項及び第十条の三の規定による家賃の決定、第十三条の規定による家賃の減免及び徴収猶予並びに第十四条第四項の規定による敷金の減免及び徴収猶予に係るものに限る。）に関すること。

第十八条第一項第十一号の五中ナをフとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、シをソとし、タをシとし、同号ヨ中「徴収及び」を「徴収、」に改め、「除く。」の下に「並びに第十四条第四項の規定による敷金の減免及び徴収猶予」を加え、同ヨを同号タとし、同号力の次に次のように加える。

ヨ 第十三条の規定による家賃の減免及び徴収猶予に関すること。

第十八条第一項第二十号を次のように改める。

二十 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条第三項の規定による特別特定建築物に係る指導及び助言に関すること。

ロ 第十六条第三項の規定による特定建築物等に係る指導及び助言に関すること。

ハ 第十七条第三項の規定による計画の認定及び同条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知に関すること。

ニ 第十八条第一項の規定による計画の変更の認定に関すること。

ホ イ及びロに係る第五十三条第三項の規定による建築主等からの報告の徴収に関すること。

ヘ 附則第四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）による改正前の旧高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示並びに同条第三項の規定による報告の徴収に関すること。

第十八条第一項中「並びに青森県土整備事務所及び五所川原県土整備事務所」を「（上北地域県民局を除く。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

「（上北地域県民局を除く。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、三八地域県民局長については、第三号に掲げる事務に限る。

第十八条第三項中「三八地域県民局及び下北地域県民局並びに県土整備事務所」を「地域県民局（中北地域県民局を除く。）」に、「十和田県土整備事務所長」を「上北地域県民局長」に、「下北地域県民局長については」を「西北地域県民局長については第一号二及びホ並びに」に、「五所川原県土整備事務所長については第一号二及びホ並びに」を「下北地域県民局長については」に改め、同項第四号中「（港湾区域及び港湾隣接地域に係るものを除く。）」を削り、同項第五号を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「青森県土整備事務所長」を「東青地域県民局長」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 中北地域県民局長に第一項、第二項及び第四項に規定する事務のほか、岩木川流域下水道に関する次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 地方自治法の施行に関する次のこと。

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に関すること。

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること（第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。）。

7 三八地域県民局長に第一項から第四項までに規定する事務のほか、馬淵川流域下水道に関する次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 地方自治法の施行に関する次のこと。

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に関すること。

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること（第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。）。

第十八条第八項中「十和田県土整備事務所長」を「上北地域県民局長」に改める。
第二十三条第八号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについてはなお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各号」を削り、同項第一号中「（雇用保険料を除く。）」を削り、「のうち地方職員共済組合の組合員（以下「共済組合員」という。）である者」を「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により臨時的に任用される者のうち任用予定期間が十五日未満の者（以下「十五日未満の職員」という。）及び地方公務員法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員（非常勤である者に限る。以下「特別職非常勤職員」という。）のうち知事が別に指定する者を除く。）に係るもの、旅費で、常勤の監査委員に係る旅行命令に係るもの及び監査委員の事務局の職員（特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係る旅行命令に係るもの並びに知事が別に指定する旅行依頼」に改め、同項第二号中「雇用保険料」を「監査委員の事務局の職員（十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係る社会保険料」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「各号」を削り、同項第一号中「（教育事務所及び埋蔵文化財調査センター）」を「及びその管理に属する機関（知事が別に指定するもの（以下この条及び第九条において「指定機関」という。））」に、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により臨時的に任用される者のうち任用予定期間が十五日未満の者及び地方公務員法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員（非常勤である者に限る。）」を「十五日未満の職員及び特別職非常勤職員」に、

「教育事務所及び埋蔵文化財調査センター並びに教育委員会の管理に属する機関」を「指定機関」に改め、「規定する職員」の下に「(以下「県費負担教職員」という。)(を、「者」)の下に「特定臨時職員」を加え、「任用される者」を「任用される者をいう。以下同じ。)(を」に改め、「雇用保険料を除く。)(」の下に「並びに旅費(青森県立八戸水産高等学校の実習船に乗り組み、漁ろう、調査及び試験に従事する職員に対する日額旅費を除く。)(で、教育長に係る旅行命令に係るもの並びに教育委員会事務局及びその管理に属する機関(指定機関を除く。)(の職員(特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る旅行命令に係るもの並びに知事が別に指定する旅行依頼に係るもの」を加え、同項第二号中「社会保険料(前号に規定する者に係るものに限る。)(」を「教育委員会の事務局及びその管理に属する機関(指定機関を除く。)(の職員(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る社会保険料並びに指定機関の職員及び県費負担教職員のうち公立学校共済組合の組合員である者(特定臨時職員を除く。)(に係る社会保険料」に改め、同条第二項中「児童手当法」の下に「(昭和四十六年法律第七十三号)を加え、「児童手当等支給事務」を「同法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第八条第一項の規定によつて読み替えられる同法附則第六条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第八條第一項の規定による同法附則第六條第一項の給付、同法附則第七條第四項において準用する同法第十七條第一項の規定によつて読み替えられる同法第八條第一項の規定による同法附則第七條第一項の給付及び同法附則第八條第四項において準用する同法第十七條第一項の規定によつて読み替えられる同法第八條第一項の規定による同法附則第八條第一項の給付に関する事務(以下「児童手当等支給事務」という。)(」に、「教育事務所及び埋蔵文化財調査センター並びに教育委員会の管理に属する機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員」を「指定機関の職員及び県費負担教職員」に改める。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「(雇用保険料を除く。)(」を削り、「(のうち共済組合員である者」を「(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係るもの、旅費で、選挙管理委員会の事務局の職員(特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る旅行命令に係るもの及び知事が別に指定する旅行依頼」に改め、同項第二号中「雇用保険料」を「選挙管理委員会の事務局の職員(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る社会保険料」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「(雇用保険料を除く。)(」を削り、「(のうち共済組合員である者」を「(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係るもの、旅費で、人事委員会及び労働委員会の事務局の職員(特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る旅行命令に係るもの並びに知事が別に指定する旅行依頼」に改め、同項第二号中「及び雇用保険料」を「並びに人事委員会及び労働委員会の事務局の職員(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る社会保険料」に改め、同条第二項を削る。

第九条第一項第一号中「及び賃金」を「賃金及び旅費」に改め、同項第十二号中「第四条第一項第一号に規定する者(教育委員会の委員及び教育長並びに教育委員会の事務局(教育事務所及び埋蔵文化財調査センターを除く。)(の職員」を「教育事務所(東青教育事務所を除く。)(、埋蔵文化財調査センター及び教育委員会の管理に属する機関(指定機関を除く。)(の職員(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係るもの並びに指定機関の職員及び県費負担教職員のうち公立学校共済組合の組合員である者(特定臨時職員」に改める。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び賃金」を「賃金及び旅費」に改め、同項第六号を削る。

第十一条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び賃金」を「賃金及び旅費」に改め、同項第五号を削る。

第十二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び賃金」を「賃金及び旅費」に改め、同項中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を削る。

第十三条中「の各号」を削り、同条第十号中「前渡資金精算書等の受理及びその内容の調査」を「前渡資金の証拠書類の確認及び受理」に改める。

第十四条第一項第一号中「(雇用保険料を除く。)(」を削り、「(のうち共済組合員である者」を「(十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係るもの、旅費で、海区漁業調整委員会の事務局の職員(特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。)(に係る旅行命令に係るもの及び知事が別に指定する旅行依頼」に改め、同項第四号及び同条第三項を削る。

第十五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び賃金」を「賃金及び旅費」に改め、同項第四号を削る。

第十七条第三項中「(出納同事務局長を含む。以下同じ。)(」を削る。

別表第三中 「経理課長」を「財産管理課長」に、
出納局事務局長」を「総務部長」に、

「経理課長」を「財産管理課長」に改める。
総務学事課長」を「総務学事課長」に改める。
出納局事務局長」を「総務学事課長」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則（昭和二十九年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県知事」を「知事」に、「吏員」を「職員」に改める。

第一条第一項第一号中「並びに報酬」を「報酬」に改め、「（雇用保険料を除く。）」を削り、「のうち地方職員共済組合の組合員である者に係るもの」を「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により臨時的に任用される者のうち任用予定期間が十五日未満の者（以下「十五日未満の職員」という。）及び地方公務員法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員（非常勤である者に限る。以下「特別職非常勤職員」という。）のうち知事が別に指定する者を除く。）に係るもの並びに議会の事務局の職員（特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係る旅行命令及び知事が別に指定する旅行依頼」に改め、同項第二号中「雇用保険料」を「議会の事務局の職員（十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係る社会保険料」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に対して委任することについて定めるものとする。

（病院事業管理者に対する委任）

第二条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関する事務で、病院事業管理者及び病院局の職員に係るものは、病院事業管理者に委任する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
県土整備部職員一般

青森県知事の権限に属する事務の一部を県土整備部職員に専決及び代決させる規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事の権限に属する事務の一部を県土整備部職員に専決及び代決させる規程を廃止する訓令

青森県知事の権限に属する事務の一部を県土整備部職員に専決及び代決させる規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第三十五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
議会議務局併任職員一般

議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する訓令

議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程（昭和四十六年八月青森県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「吏員」を「職員」に改める。

第三条中「吏員」を「職員」に改め、「の各号」を削り、同条第三号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同条第八号を削る。

第五条及び第六条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭